

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

先端的な技術等を活用した農業の生産性の向上に資する施策について、その対象として多収化に資する新品种を明記するとともに、育成に加えて導入の促進を明記すること。

(第三十条関係)